

会津若松市・河東町

新市建設計画

会津ブランドをいかしたまちづくり

会津若松市（令和２年１２月改訂）

会津若松市（平成２６年９月改訂）

会津若松市・河東町合併協議会

（平成１７年２月策定）

目次

第1編 序論	1
第1章 計画策定の背景	1
第2章 合併の必要性和効果	2
第3章 計画策定の目的と方針	5
第2編 新市の概況	7
第1章 位置・地勢・気候	7
第2章 人口・世帯	8
第3編 新市建設の主要課題	10
第1章 現状と課題	10
第2章 将来のまちづくりに向けて	12
第4編 新市建設の基本方針	13
第1章 新市建設の基本目標	13
第2章 新市建設の基本姿勢	14
第3章 主要指標の見通し	17
第4章 施策展開の方向性	19
第5章 地域別の整備方針	21
第5編 分野別の施策・事業	25
第1章 人が輝き、安全で安心・便利な暮らしに会えるまちづくり	26
第2章 希望に満ちた保健・福祉サービスに会えるまちづくり	28
第3章 活力ある産業に会えるまちづくり	30
第4章 美しさと住みやすさに会えるまちづくり	33
第5章 人を育み、心を大切にする学びに会えるまちづくり	36
第6章 パートナーシップのまちづくり	38
第6編 新市における福島県事業の推進	39
第1章 福島県の役割	39
第2章 新市における福島県事業	39
第7編 公共的施設の適正配置と整備	41
第8編 財政計画	42
第1章 歳入	42
第2章 歳出	43

第1編 序論

第1章 計画策定の背景

21世紀を迎えた今、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。合併が必要とされる社会的背景として、以下の点があげられます。

1 総人口の減少と少子・高齢化の進行

わが国では、平成7年にはすでに生産年齢人口が減少に転じていますが、平成18年以降は総人口も減少することが予測されています。また、昭和60年頃から少子・高齢化が急速に進行し、平成12年には年少人口（0～14歳）比率が15%を下回るとともに、現在、老年人口（65歳以上）比率が20%に達しつつあります。

こうした人口構造の変化に対応した行政体制づくりが求められています。

2 日常生活圏の拡大と広域的行政課題の増大

モータリゼーションの進展や情報網の発達等により、住民の生活圏や企業の経済活動圏は市町村の行政区域を越えて拡大しています。また、環境問題や介護保険、産業振興など、市町村の区域を越えて広域的に対応すべき行政課題が近年急速に増えてきています。こうした生活圏・経済圏の拡大や、広域的行政課題の増大に対応した行政体制づくりが求められています。

3 景気動向と財政状況

国と地方を合わせた長期債務残高は、平成15年度末には約695兆円となる見込みであるなど、わが国の財政は危機的状況にあるといわれています。また、長引く不況により、経済活動が低迷し、その結果、税収も伸び悩んでいます。

そのため、国は、地方交付税や国庫補助負担金を削減して歳出抑制を進め、代わりに一定の税源を国から地方に移譲しようとする、いわゆる三位一体の改革による抜本的な見直しを図ることを打ち出しています。さらに、地方公共団体においては、自主財源を確保し続けることは難しくなっており、これまで以上に行政財政基盤を充実強化し、自治体としての政策形成能力を高めることが求められています。

第2章 合併の必要性と効果

1 合併の必要性

わが国の社会構造上の変化をふまえ、会津若松市・河東町両市町における合併の必要性を考えると、以下の5点となります。

(1) 人口構造の変化への対応の必要性

両市町においては、総人口が平成7年の約13.7万人をピークに、減少傾向に転じるとともに、少子・高齢化が全国平均よりも急速に進んでおり、平成12年には老年人口が20.3%に達しています。

こうした動向は、高齢者単独世帯や要介護者の増加のほか、人口構造の急激な変化による現役世代の負担増、地域社会の活力の低下など、さまざまな影響をもたらすものと考えられます。

そうした中で、今後も本地域が発展し、住民が安心して暮らすためには、これまで以上に地域が一体となって活性化策に取り組み、行財政基盤の充実強化を図ることが必要です。

(2) 生活行動圏の飛躍的拡大への対応の必要性

会津若松市は、会津地方の中心都市です。河東町からは、商圈（家族連れ外食、食料品、背広・スーツ）及び通院圏としては50%以上、通勤・通学圏としては20%以上会津若松市への流出があり、近年、両市町の生活行動圏の一体化はますます進んでいるといえます。こうした生活実態に即した一体的なまちづくりを行うために、合併による行政区域の再編が求められます。

(3) 広域的な行政課題への対応の必要性

産業振興や環境問題、介護保険など、市町村の区域を越えて広域的に対応すべき行政課題が、近年、急速に増えてきています。こうした行政課題に対応する上では、広域的な視点から規模のメリットを活かすことが大切です。特に、産業振興の面では、全国での地域間競争に打ち勝ち、地元での雇用の確保・創出に努め、若者が定着するまちづくりを進めることにより、地域を活性化させていくことが必要です。こうした状況に対応するためにも、市町村合併による地域の一体化を図ることが重要となっています。

(4) 自治能力向上の必要性

小さな自治体では、職員数も少なく、一人ひとりが抱える業務量も多岐にわたり、高度な住民サービスが行えない場合もありますが、住民ニーズが多様化・高度化するなか、専門職員や専任職員、専任組織を配置し、高度な住民サービスが行えるよう、両市町の合併により、自治体規模を拡大し、自治能力の向上を図ることが求められます。

(5) 効率的な財政運営の必要性

市町村は、住民のための基底的自治体として、同一の行政サービスや事務を行っています。また、公共施設への投資に対する基底的単位となっているため、類似施設への重複投資がみられる地域もあります。両市町の合併は、隣り合う市町村の行政サービスや事務の一体化を図り、重複投資を避け、効率的な財政運営を図るために、重要であるといえます。

2 合併の効果

会津若松市・河東町両市町の合併の効果を分野別にみると、以下の通りです。

(1) 住民の安全・安心な生活の確保と利便性の向上

交通安全・防犯・消防・災害対策・環境保全などは、単独の市町村で対応するには限界があり、合併により、より効率的かつ効果的な行政サービスの提供が可能となります。また、住民の生活行動範囲に応じた広域的かつ均一的な行政サービスの提供が可能となります。

(2) 福祉サービスの向上

両市町の既存施設の相互利用が可能になることにより、サービスの選択肢が広がります。また、それぞれの市町村には無かった、新たな福祉サービスや時代の変化に応じた福祉サービスの提供が可能となります。

(3) 産業振興

農業においては、農産物のブランド化の推進や、農地の一元的な整備・活用など、効果的かつ効率的な施策展開が図られます。

観光面では、両市町の観光素材の有機的な融合や新たな観光素材の開拓が可能となります。

また、合併を契機として、様々な産業の資源の融合を活発化させることにより、地場産業の振興や新規産業の創出が期待できます。さらに、既存の社会資本の有効活用が可能であり、周辺環境との調和が図られるような地区においては、企業誘致を図ることが可能となります。

(4) 生活基盤の向上

道路や公共交通網、上下水道などの生活基盤や情報基盤は、一つの自治体として整備を行うことにより、効果的かつ住民の実生活に合った効果的な整備が図られます。また、新たな公共施設建設についても同一施設の重複が避けられ、適正な配置が可能となります。

(5) 教育・文化の向上

学校教育においては、合併により、同一の枠組みで各種の地区予選が開催されるなど、様々な交流が促進されます。

また、両市町の文化や価値観が再認識され、保存・継承が促進されるとともに、互いの文化や価値観を尊重しながら融合していくことにより、新たな文化や価値観が創造され、地域の活性化が期待できます。

さらに、両市町の生涯学習施設などの利活用により、住民ニーズに合った生涯学習メニューの提供や、住民の交流が図れます。

(6) 行財政の改革

行政組織のスリム化や行政コストの削減が推進され、地方交付税制度も見直しがされている中でも、自立できる財政基盤の確立を図ることが可能となります。

また、生活圏を共にする地域が互いに役割（機能）分担をして、効果的なまちづくりを進めていくことで、よりよい住民サービスが期待できます。

第3章 計画策定の目的と方針

本計画は、以下の目的と方針に基づき策定します。

1 計画の目的

本計画は、市町村の合併の特例に関する法律第5条第1項に基づく市町村建設計画であり、会津若松市・河東町両市町の合併に伴い、両市町の速やかな一体性の確保を促進し、住民福祉の向上と均衡ある発展を図る基本計画です。

事業に関しては、新市の建設の根幹となるべき主要事業や特徴的な事業を掲載するものでありますので、必ずしもすべての行政分野(事務事業)についての計画を策定するものではありません。

なお、計画策定以降の社会経済情勢や財政状況等の変化により、本計画の変更の必要性が生じた場合には、新市において本計画を変更することとなります。

2 計画の構成

この計画は、新市を建設していくための基本方針と、その基本方針を実現するための主要施策、公共施設の適正配置と整備、財政計画を中心に構成します。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成17年度から令和12年度までの26年間とします。

4 計画策定の方針

- (1) 新市建設計画の基本方針を定めるにあたっては、将来を展望した長期的視野に立つものとします。
- (2) 新市建設計画は、新市合併ビジョンを基本とし、住民参加を積極的に図りながら策定します。
- (3) 公共施設の統合整備計画については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう地域バランスなどを十分考慮し、さらに財政状況に配慮しながら策定します。
- (4) 財政計画については、現在、三位一体の改革により地方交付税や国庫補助負担金が抜本的に見直されており、歳入の予測が不透明であることから、一定の条件設定のもとに、健全な財政運営が行われるよう策定します。

- (5) 行財政改革推進の観点から、「会津若松市行財政再建プログラム」及び「河東町行政改革大綱」の内容を反映しながら策定します。

5 両市町の総合計画との関係

新市建設計画においては、両市町それぞれがめざすまちづくりの方向性を踏まえ、両市町の一体化を図ることが重要です。そこで、まちづくりの最上位計画である両市町の総合計画（第5次会津若松市長期総合計画・第4次河東町総合振興計画）の内容と方向性を十分に尊重し、一定程度、編入される河東町の振興計画の実現に配慮しながらも、両市町を一体的な地域とみて、新市をともに築いていく計画を策定していきます。

なお、新市の基本構想及び総合計画の策定時には、本計画を尊重し、その趣旨・内容を配慮した形で審議することとし、併せて、新市全分野に及ぶ事務事業等についてもその際に検討・審議することとします。

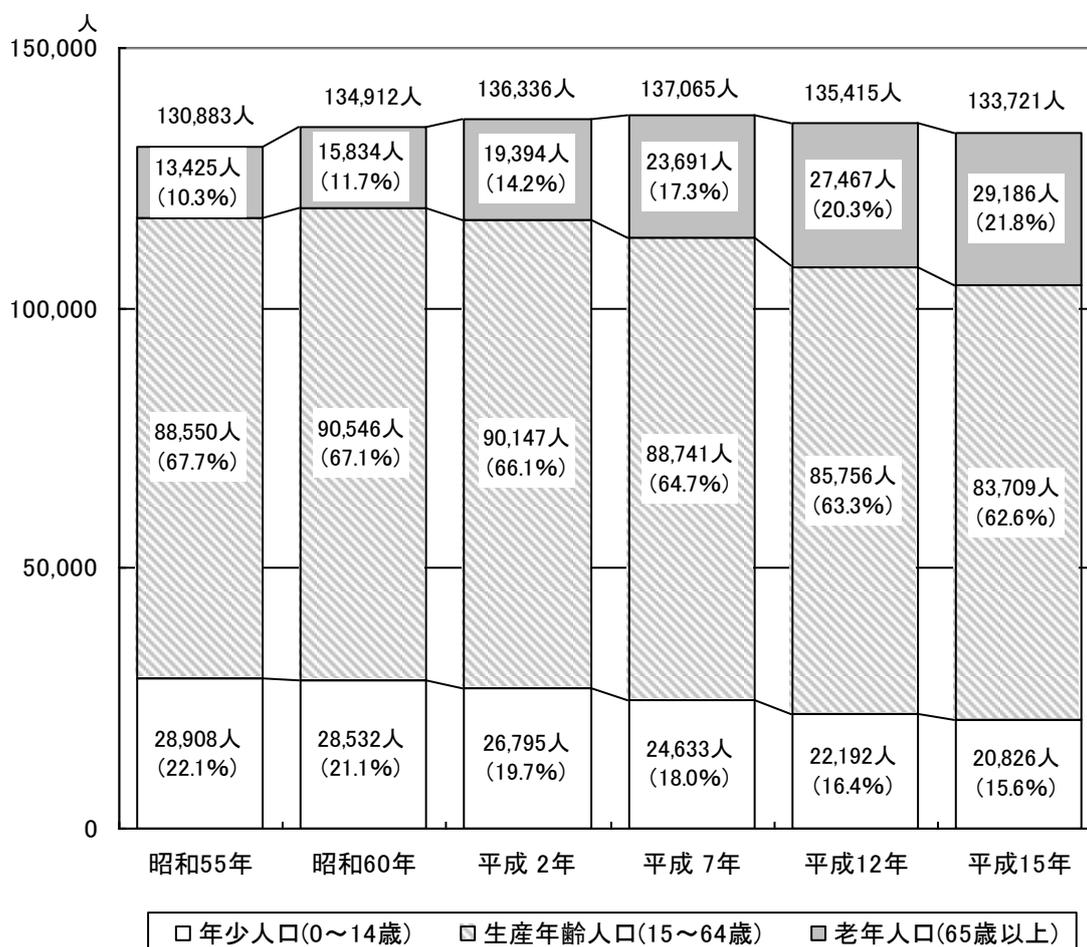
第2章 人口・世帯

1 人口と世帯

平成15年の両市町の人口は133,721人で、平成7年をピークとして、以後、減少に転じています。年齢構成をみると、年少人口比は15.6%、老年人口比は21.8%となっており、その推移から、少子高齢化がますます進んでいるといえます。

また、世帯数は48,222世帯、1世帯当たりの人口は2.77人で、年々核家族化が進行していることがうかがえます。

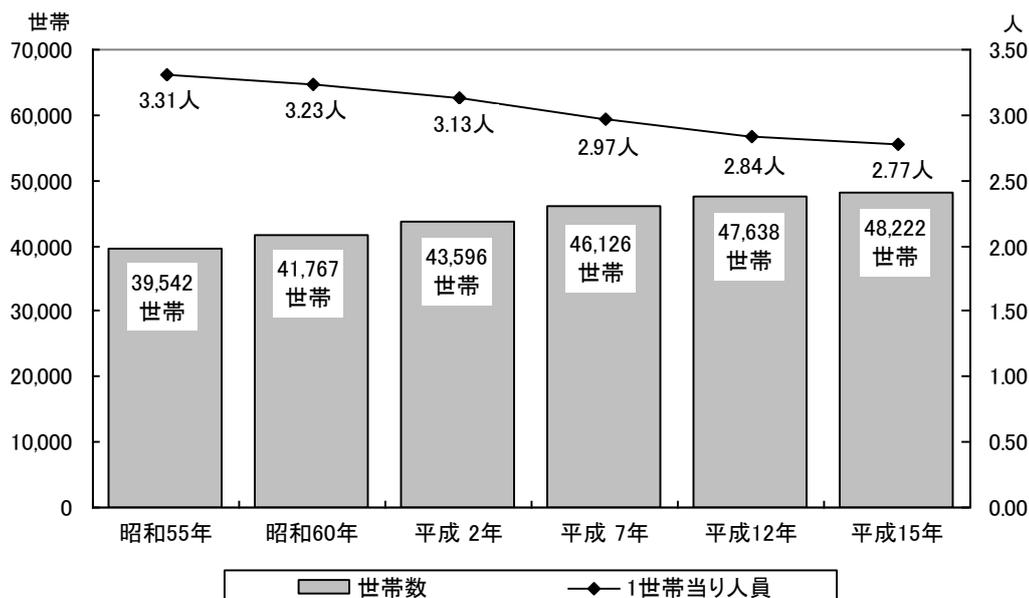
■人口の推移



(参考) 県人口と世帯数の推移

区分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成15年
人口	2,035,272	2,080,304	2,104,058	2,133,592	2,126,935	2,111,889
年少人口割合(0~14歳)	22.9	22.1	20.1	17.9	16.0	15.2
生産年齢人口割合(15~64歳)	66.6	65.9	65.5	64.7	63.6	63.0
老年人口割合(65歳以上)	10.5	11.9	14.3	17.4	20.3	21.8
世帯数	550,442	574,968	606,936	653,814	687,828	708,116
1世帯当たりの人員	3.7	3.62	3.47	3.26	3.09	2.98

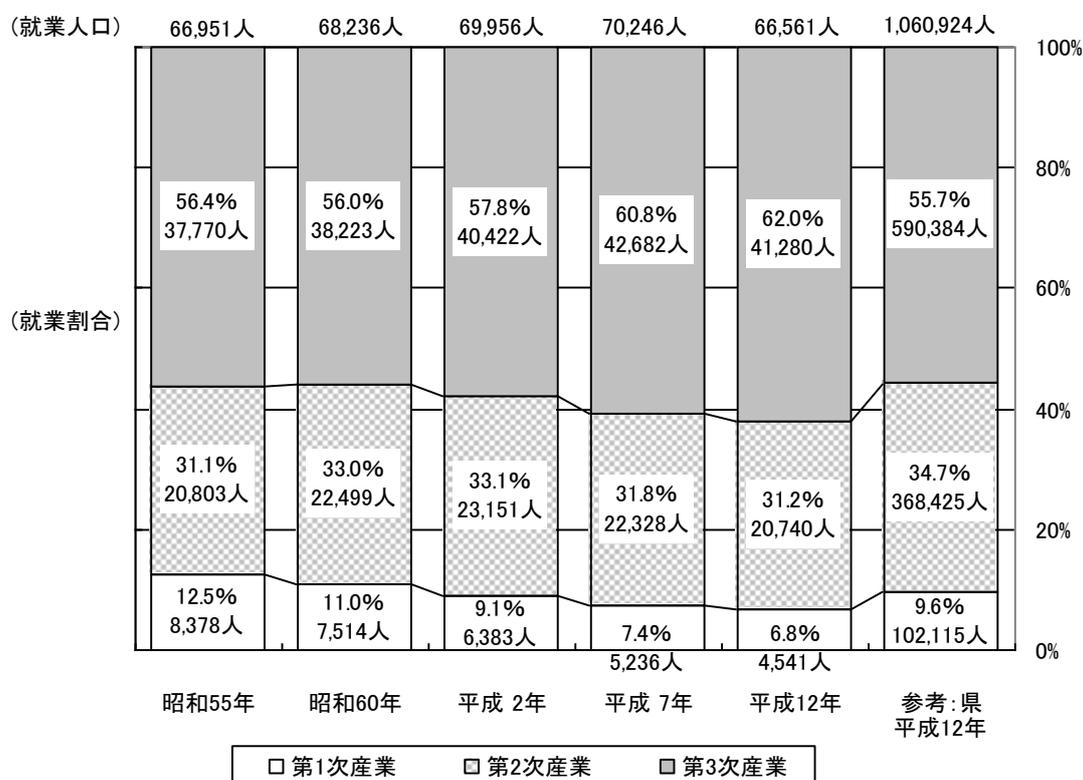
■世帯数の推移



2 就業人口

平成12年の就業人口は66,561人です。産業分野別の内訳は、第1次産業就業割合が6.8%、第2次産業就業割合が31.2%、第3次産業就業割合が62.0%となっており、年々第1次、第2次産業の就業割合が減少し、代わって第3次産業の就業割合が増加する傾向となっています。

■産業別就業人口の推移



* 分類不能の産業は第3次産業に含め、100%調整を実施している。

第3編 新市建設の主要課題

第1章 現状と課題

新市の現状と特性、住民ニーズ、上位計画における方向性、社会情勢の変化などから、新市建設の主要課題は以下のように整理されます。

1 生活環境の充実

将来のまちづくりの方向性としては、「生活環境の充実」に対する住民ニーズが高く、豊かな自然環境をいかしながら、快適で利便性の高い生活環境の整備を推進し、生活の場としての魅力の向上を図ることが必要です。

また、集中豪雨による溢水被害や豪雪などの自然災害や、近年の全国的な治安の悪化、犯罪の凶悪化、激増する交通事故への対応など、防災、防犯対策の充実により、安全な暮らしの確保が求められています。

2 少子高齢化社会への対応

新市においては、少子高齢化及び人口減少傾向が確実に進行しており、介護・医療・福祉分野における歳出の増や、地域の活力の低下などが懸念されます。

両市町のアンケート等でも、長寿社会を反映して、「高齢者福祉の充実」に対する住民ニーズは高く、医療・保健サービスの充実や、すべての人が健康で安心して地域に住み続けられるようなまちづくりを推進することが必要です。

また、「少子化対策、保育の充実」に対する住民ニーズも高くなっており、少子高齢化社会の進展のなか、都市の活力を維持・強化していくためにも、乳幼児から若年層までが、地域で健全に育成し、地域に住み続けたいと思えるような子育て環境の充実を図ることが必要です。

3 産業の振興

長引く不況による景気の低迷を反映し、両市町のアンケート等でも、「地場産業の振興」、「観光活性化策の充実」、「農業振興策の充実」など、産業の振興に対する住民ニーズは高くなっています。

そのため、農産物の高付加価値化、観光資源のレベルアップ化や地場産業との融合などの取り組みにより、国際競争や地域間競争を克服し、継続的に発展していく産業を育成していく必要があります。

また、不況の長期化により、企業にとっては今もなお厳しい状況が続いているなかでも、新市は会津地方の中核都市として、より一層の企業の集積や地元産業の振興を進め、雇用の拡大を図る必要があります。

4 都市基盤の整備

両市町のアンケート等では、合併への懸念として、「合併後の中心地域と周辺地域の格差が拡大するのではないか」という意見が多く寄せられています。新市の均衡ある発展や広域交流を図り、さらに、住民の生活圏の拡大に対応するためにも、地域間の連携を支える幹線道路網などの都市交通体系の整備を図ることが必要です。また、すべての住民が、美しい自然環境やまちなみの景観と調和しながら、日々のやすらぎや潤い、住みやすさが感じられるよう、上下水道、公園などの都市基盤及び住環境の整備充実を図ることが必要です。

さらに、めざましいスピードで進化している高度情報化社会に対応するため、情報通信基盤の整備が必要です。

5 教育環境の充実

新市では、これからの社会を担う子どもたちの健全な育成を図るとともに、地域社会を支える人材の育成の観点からも、子どもから高齢者まで、生涯を通じて学習やスポーツのできる環境づくりを進めることが求められています。

また、両市町のアンケート等では、「学校教育、施設の充実」、「スポーツ施設の整備充実」に対する住民ニーズは高く、老朽化した教育施設の整備、生涯学習・生涯スポーツ環境の整備が必要です。

6 住民と行政の協働

地域の振興には、そこに住む人々のまちづくりへの意識の高まりが不可欠です。地方分権社会への移行を受け、魅力ある新市を創り上げるために、また、地域資源を活用し、地域の活性化を図るためにも、住民と行政のパートナーシップの確立による協働が必要です。さらに、地域コミュニティ活動やまちづくりの担い手となるリーダーの育成が求められています。

第2章 将来のまちづくりに向けて

1 地域の活性化と人づくりの推進

若年層や中堅層の定住促進、高齢者が安心して住み続けられる地域づくり、さらには、行財政基盤・都市の活力の強化の観点からも、産業の振興と雇用の促進は重要な課題であり、地域の活性化につながるまちづくり、そして、それを支える人づくりに積極的に取り組んでいく必要があります。

そのため、農業、観光、ITなどの地域の資源をいかし、交流人口の拡大と併せた産業の振興や、雇用の場を官民が協働で創出する取り組みなどにより、定住の促進や雇用の創出を図る必要があります。

2 行財政基盤の強化

両市町においては、景気の低迷による税収の伸び悩みに加え、地方交付税についても、制度の見直しにより、平成13年度以降大幅に落ち込んでいる一方、公債費を含む義務的経費や特別会計への繰出金が増加しており、他の歳出を抑制せざるを得ず、厳しい財政運営を強いられています。

また、国においては「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」を閣議決定し、3兆円程度の税源移譲や国庫補助金・地方交付税改革などの方向性が盛り込まれました。

現在の行政各分野における課題に対応するためにも、これまで以上に行財政基盤の充実強化を図ることが必要です。

さらに、両市町のアンケート等では、合併への懸念として、「行政サービスが低下したり、料金、税金などの負担が増加するのではないか」という意見とともに、合併のメリットとして、「特別職や議員数、職員数の削減による人件費の削減」という意見が多く寄せられています。そのため、合併のメリットを最大限に活用し、組織機構や職員の意識改革などの行財政改革をより一層推進しながら、行政サービスの充実を図ることが必要です。

【参考：両市町のアンケート等の概要】

- 会津若松市：「会津若松市と北会津村の新しいまちづくりと合併についての住民アンケート」
(平成15年9月実施・配布数:4,000票、回収数:1,222票、回収率:30.6%)
- 河東町：「市町村合併に関する集落座談会での意見、質問」
(平成16年1月実施・参加者数:743人、発言者数:延べ365人)

第4編 新市建設の基本方針

第1章 新市建設の基本目標

新市は、美しい山々に囲まれた会津盆地の中央に位置し、鉄道や高速道路、幹線道路が通っており、また、多くの先人によって築かれてきた長い歴史と文化の中に最先端技術が共存し、県内屈指の農業地帯を抱える会津地方の中心都市です。

新市では、この素晴らしい歴史と文化、自然と最先端技術を融合させ、共生しながら、これらの資源と立地的優位性を最大限に活用するまちづくりを進めます。

そこで、本計画では、新市の基本目標を『会津ブランドをいかしたまちづくり』と定め、会津の中心的な役割を担う都市の形成をめざします。

☆ 新市の基本目標 ☆

会津ブランドをいかしたまちづくり

会津ブランドとは、「会津ならではの誇れるもの」であり、「他地域に通用するもの」を意味します。

この郷土には、歴史・文化・自然などに代表されるような有形無形の財産がありますが、それらをいかし産業や教育、暮らしや環境、医療や福祉など、あらゆる分野において「会津ブランド」をいかし、また、新たに創り出していくことが必要であり、合併によって更なるブランド力の強化が期待されています。

そこで、両市町の合併を契機に、恵まれた立地的条件や歴史・観光資源をいかしたまちづくりを推進することにより、交流人口の増加に努めます。

また、地元の豊富な農業資源を積極的に活用したまちづくりを推進することにより、農業の活性化に努めます。

さらに、歴史・観光・農業などの多彩な地域資源にIT（情報技術）を活用したまちづくりを積極的に推進することにより、産業の活性化に努めます。

これらの取り組みを進める上においては、何よりも住民と行政のパートナーシップが不可欠であることから、住民と行政が互いに手を携える協働のまちづくりを積極的に展開します。

その結果として、雇用の創出や若者の定着により地域経済の活性化が図られ、ひいては地域住民の福祉の増進につながっていくものと確信します。このことこそが、会津若松市と河東町の合併がめざす目標となっています。

第2章 新市建設の基本姿勢

合併後の速やかな一体性を図るための基本姿勢として、以下の4つの視点を掲げます。

1 魅力的で活力に満ちたまちづくり

両市町の特性を伸ばし、課題の改善・克服につながる合併が求められます。

そこで、新市は、両市町の個性と価値観を尊重し、融合することにより、両市町に住む人だけではなく、外から来る人にとっても、魅力的で活力に満ちたまちづくりをめざします。

2 付加価値の高い地域資源の創造を図るまちづくり

両市町の「会津ブランド」は、合併により更なるブランド力の強化が期待されます。

そこで、新市は、両市町の「会津ブランド」を共有・融合・発展することにより、相乗効果を発揮させ、より付加価値の高い地域資源の創造を図るまちづくりをめざします。

3 会津地方の中心的な役割を担うまちづくり

両市町は、会津盆地の中央部を南北に縦断する形で位置しており、会津大学を中心に先端技術が集積し、磐越自動車道をはじめ、国道（49号・121号）や鉄道が通り、さらに、地域高規格道路が着工されるなど、恵まれた立地条件にあります。

そこで、新市は、会津地方の中心として、産業・交通・教育・文化などの中心的な役割を担うまちづくりをめざします。

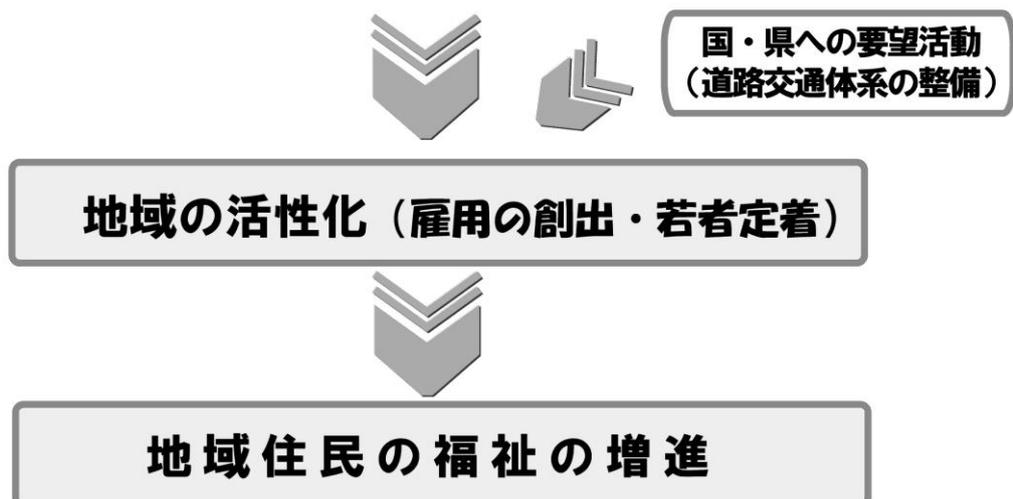
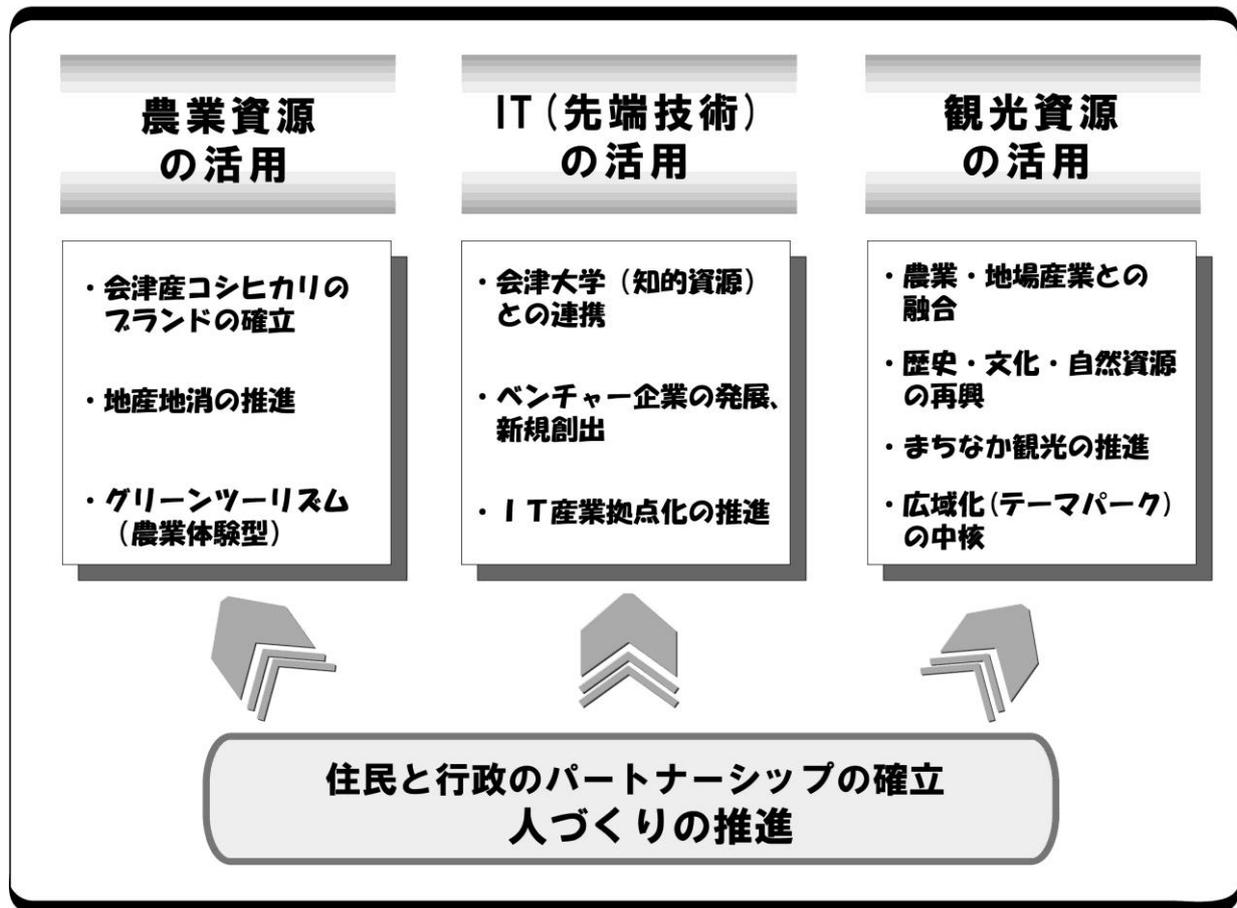
4 強固な行財政基盤の確立と住民と行政の協働によるまちづくり

多様化、複雑化する行政課題を解決し、住みよく誇れるまちを築くためには、住民と行政が協力してまちづくりを推進することが必要です。

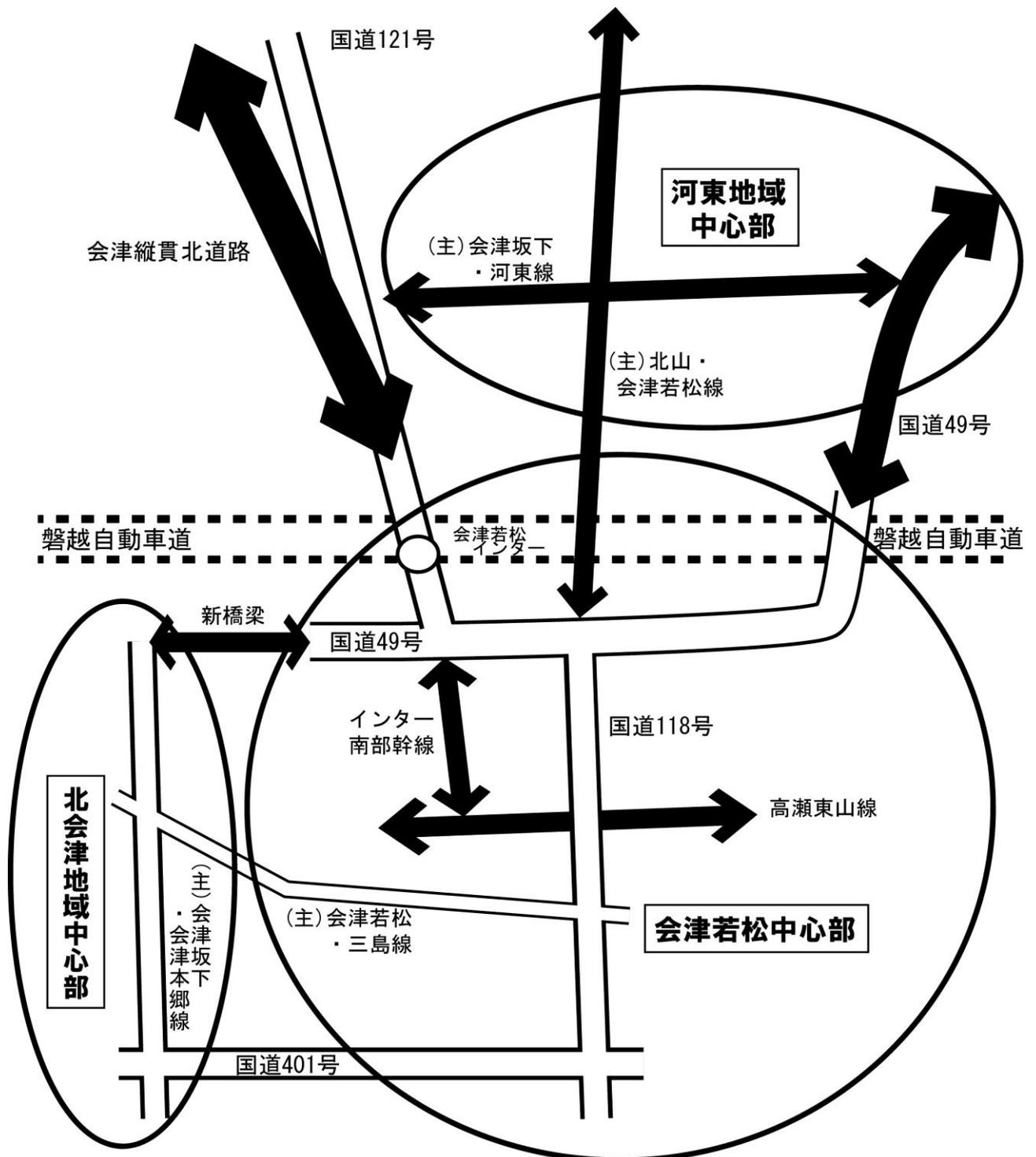
そこで、新市は、行財政運営の効率化などにより、強固な財政基盤の確立を図るとともに、将来を担う人材を育成し、住民と行政が互いの役割を認識しながら、ともに手を携える協働のまちづくりをめざします。

会津フランドをいかしたまちづくり推進のために

地域資源活用型地域振興活性化策



～会津地域の中心的な役割を担うためのまちづくり（例：道路交通体系の整備）～



第3章 主要指標の見通し

1 人口

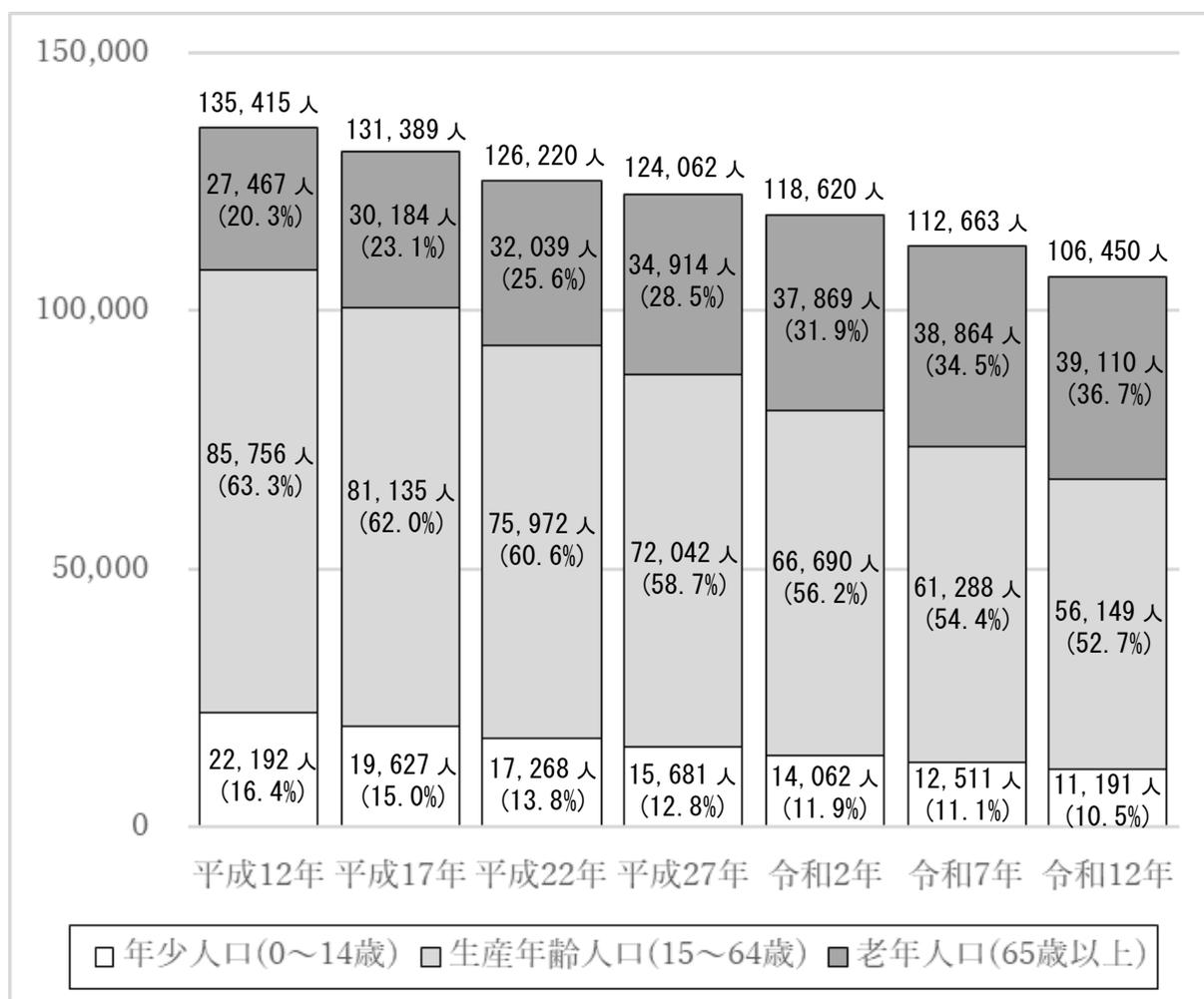
新市の人口は、令和12年には約106,450人となり、減少する見通しです。特に、65歳以上の占める割合の増加が著しく、令和12年には高齢化率が36%を超えると推計されます。

そのため、合併により、さらなる地域の活性化を図り、人口の減少を抑制する必要があります。

○両市町の長期総合計画の目標人口（平成22～24年）：136,000人

（会津若松市第5次長期総合計画・第4次河東町総合振興計画・北会津村第4次振興計画）

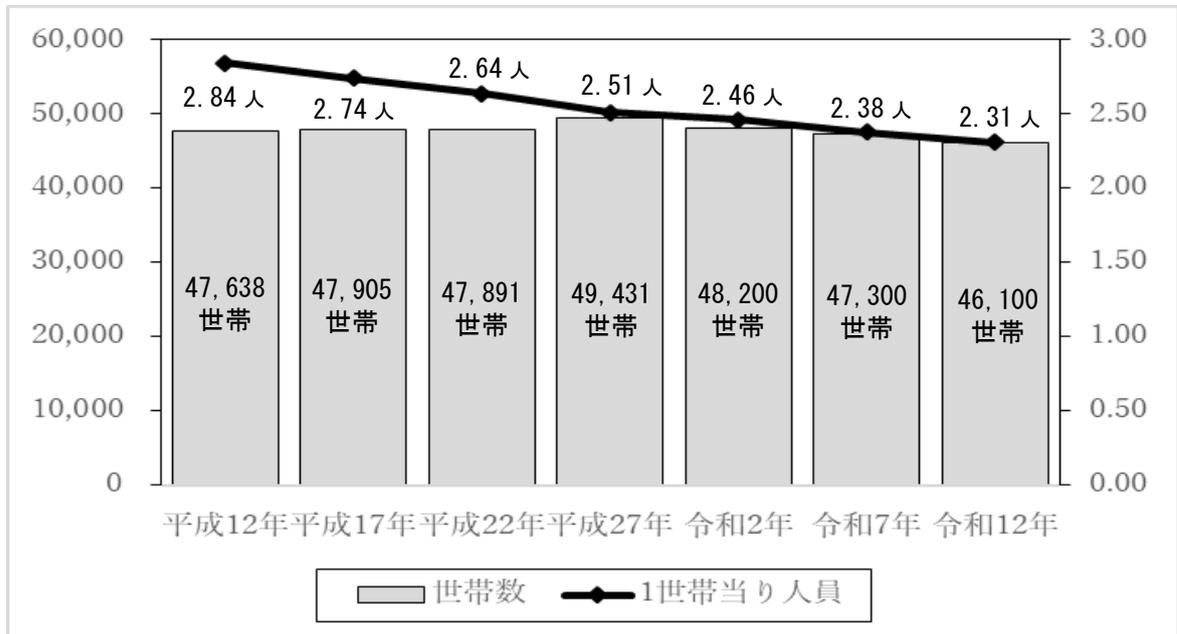
■総人口及び年齢3区分別人口の見通し



（資料：平成12～27年は国勢調査、令和2～12年は第2期人口ビジョンに基づく現状推計値）

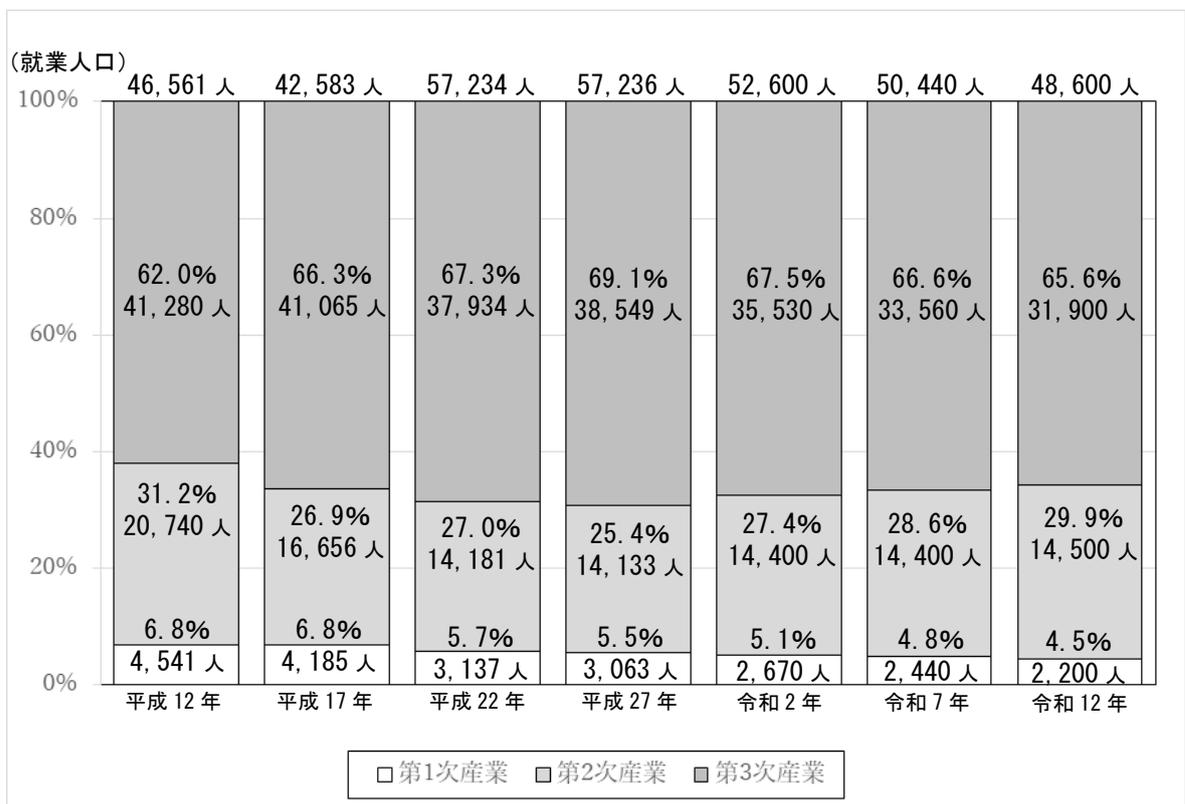
2 世帯数

新市の人口は減少すると推計されていますが、核家族化の進行により、世帯数については、令和12年に約46,100世帯になる見通しです。



3 就業人口

就業人口は、令和12年には約48,600人になると見込まれます。第1次、第3次産業の就業人口の割合は減少し、第2次産業の割合は増加すると推計されます。



第4章 施策展開の方向性

基本目標の実現をめざし、以下の6つの施策の柱を定めます。

1 人が輝き、安全で安心・便利な暮らしに会えるまちづくり(生活環境)

豊かな自然との共生はもちろん、すべての人々が尊重され、男女がより良いパートナーとして共生し、個性や能力を発揮できるまち、すべての住民が安全で安心・便利に暮らせるまちが望まれます。

そこで、男女が一人の人間として互いに尊重され認め合う中で、自分らしく生きることができる男女共同参画を推進していきます。また、住民との連携のもと、あらゆる災害に強いまちづくりや防犯対策、交通安全対策を推進し、安心して生活できる環境づくりに努めるとともに、資源循環型社会の形成をめざし、廃棄物の減量化・資源化の促進や、環境保全・環境美化活動の活発化を図ります。

さらに、便利なまちづくりに向けて、広域的な行政サービスの提供体制の充実を図ります。

2 希望に満ちた保健・福祉サービスに会えるまちづくり(保健・医療・福祉)

少子高齢化の進展に伴い、核家族世帯や高齢者のみの世帯が増加しており、住民が健康で互いに助け合い、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりが求められています。

そこで、新市は、乳幼児から高齢者まで、すべての住民が健康で明るく、希望に満ちた暮らしができるよう、保健・医療・福祉・介護の充実と連携強化に努めます。

3 活力ある産業に会えるまちづくり(産業振興)

新市の産業の振興に向けては、時代の変化に対応できる柔軟な経営感覚と、常に新しいものに挑戦していく経営意欲を醸成しながら、国際競争や地域間競争を克服し、継続的に発展していく産業を育成していく必要があります。

そこで、新市では、歴史・観光・農林業などの多彩な地域資源の発掘・活用・融合により、産業全体の魅力の向上と各産業間の連携を図るとともに、各産業を担う人材の育成、創業・新分野進出への支援、企業誘致などを進めることにより、雇用の創出や若者の定着に努めます。さらには、地域の活性化を図ることによって、交流人口の増加に努めます。

4 美しさと住みやすさに会えるまちづくり(都市基盤)

新市は、すべての住民が、美しい自然環境と調和しながら、日々の生活にやすらぎや潤い、住みやすさが感じられるよう、道路・公園などの都市基盤や上下水道などの生活基盤及び住環境の整備・充実に努めるとともに、自然やまちなみの景観に配慮しながら、都市の核となる拠点施設の整備を図ります。

また、住民生活や産業経済活動、都市間・地域間交流などの基盤となる都市交通体系の整備、さらには、高度情報化社会に対応した情報通信基盤の整備を推進します。

5 人を育み、心を大切に学ぶに会えるまちづくり(教育・文化)

ゆとりと個性を尊重する教育、生きる力を育む教育へ向けて教育改革が進められるなど、心の豊かさを実感できる生活の実現が求められています。

新市では、国際的な視野に立って、これからの社会を担う子どもたちの健全な育成に努めます。また、子どもから高齢者まで、生涯を通じて学習し、豊かな交流が生まれるまちづくりを進めるとともに、教育施設の整備を進めます。

さらに、会津の伝統的な歴史や文化を継承し、会津の個性を活かして新たな文化を創造するまちづくりを進めます。

6 パートナーシップのまちづくり(住民と行政の協働)

新市では、合併による行政コストの削減と財政支援措置の有効な活用を図りながら、行財政の効率化による財政基盤の確立を図ります。また、両市町の公共施設の有効活用による効率的なまちづくりを推進します。

さらに、今後の地方分権の進展などに対応するため、職員の能力向上を図る一方、まちづくりにおいては、地域コミュニティ活動などのさらなる振興に努めながら、住民と行政の協働や役割分担を図ります。

そして、「会津ブランドをいかしたまちづくり」を推進し、会津地域の活性化を図ります。

第5章 地域別の整備方針

新市では、地理的な要因やまちづくりの展開の可能性から、10の地域にわけ、河東地域をその一つと位置づけます。また、旧市町境周辺を、交通の要衝としての利便性をいかした発展の可能性にみちあふれる「広域交流エントランスゾーン」と位置づけます。

会津若松地域

〈地域の将来像〉

歴史・自然・文化がいきづく夢と活力のあるまち

〈整備方針〉

会津若松地域は、第5次長期総合計画において、市内を「鶴ヶ城・中心市街地周辺地域」「西若松駅周辺地域」「インターチェンジ周辺地域」「会津総合運動公園周辺地域」「東山温泉・飯盛街道周辺地域」「会津大学周辺地域」「芦ノ牧温泉・大川周辺地域」「猪苗代湖周辺地域」の8つの地域に区分しており、「会津ブランドをいかした元気なまちづくり」を目指して発展に努めます。

河東地域

〈地域の将来像〉

手をつなぎ 自然と調和し 文化を守り

こころ豊かで 清潔な 活力あふれるまち

〈整備方針〉

河東地域は、猪苗代湖を源とする日橋川の流れに沿って位置し、新市の表玄関の役割を担っています。里山の豊かな自然や観光資源に恵まれており、自然資源と観光資源の融和を図ります。さらに、それらの資源や地理的特性を活かし、商工業の発展に努めるとともに国道（49号・121号）沿線、磐梯河東インターチェンジ周辺の商工業好条件地域等の土地利用を促進します。

農業については、水稻が主体であることから、安全・安心な米づくりと、認定農業者等の意欲ある担い手への農地集積により、一層の生産性の向上を図り、農業振興や農村の健全な発展に努めます。

また、都市基盤の整備に努め、自然や景観に配慮しながら、生涯スポーツの施設として河東町総合運動公園等の充実等を図り、快適な暮らしのための住環境の供給に努めます。

広域交流エントランスゾーン

広域交流エントランスゾーンは、会津大学を中心に先端技術が集積し、磐越自動車道をはじめ国道（49号・118号・121号）や幹線道路が集中しており、さらに、会津縦貫北道路も着工されるなど交通の要衝です。

現在は様々な開発の規制がありますが、将来的には会津地域の中心としての発展ポテンシャルの高いゾーンとなっており、今後、両市町が合併を行い、一体的・効果的な主要幹線道の整備を図り、交通の要衝としての利便性を活かしたまちづくりの推進に努めます。



北会津地域

〈地域の将来像〉

みどりの田園風景のなかで

高付加価値型農業と良好な住環境が調和して発展するまち

〈整備方針〉

北会津地域は、阿賀川と宮川の扇状地に広がる平坦な地形であり、全地域ほ場整備の完了した広大な水田のなかに、農村集落が点在する田園風景が地域の特徴となっており、この大切な財産である「さと」風情の保存に努めます。

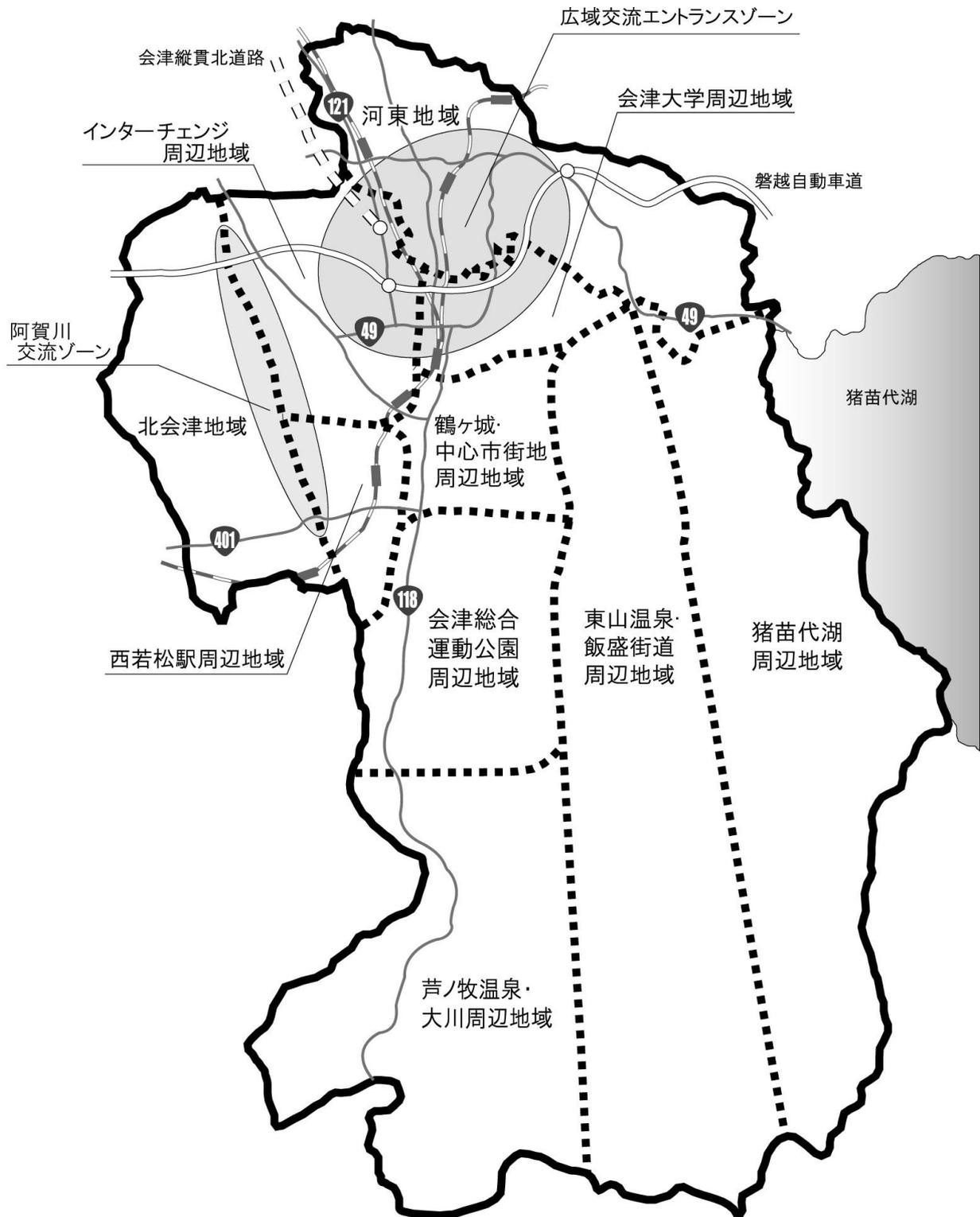
また、会津若松地域と一体的な都市圏を構成しつつある、真宮新町地区の良好な市街地の形成や新たな住宅地の整備に努めるとともに、都市環境と農村環境との調和を図りながら、幹線道路網の整備や上下水道の整備に努めます。

阿賀川交流ゾーン

阿賀川交流ゾーンは、新市のシンボルである阿賀川を中心に広がっており、清冽な水と豊かな自然に恵まれています。今後、新橋梁や公園、スポーツ・レクリエーション施設など、一体性の確立のための整備を図ることにより、地域間の交流・融合に努めます。

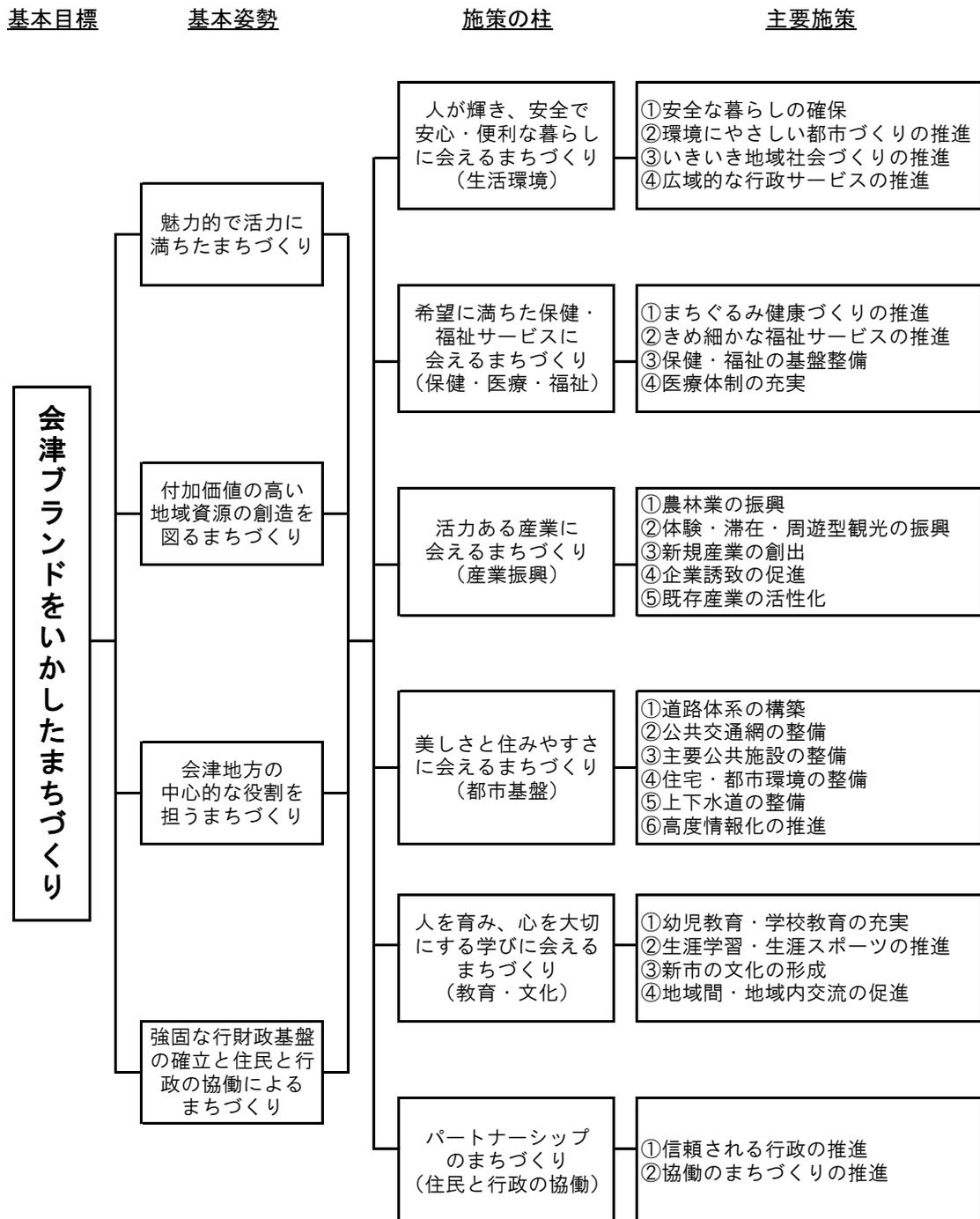
また、一年中水温の穏やかな湧き水に恵まれた沼や河川をすみかとする「イトヨ」や、清流に舞う「ゲンジボタル」が生息する恵まれた環境を守りながら、新市における一体感醸成のためのイベントを行うなど、新たな交流エリアとしての有効活用に努めていきます。

■地域別の整備方針図



第5編 分野別の施策・事業

基本目標の実現のために、その基本的な施策体系を次のとおり構成し、総合的、計画的に施策の展開を図ります。また、その展開にあたっては、「スマートシティ会津若松」や「しごとづくり」、公共施設・行政サービスの最適化による持続的なまちづくりの形成、社会で活躍する人材の育成、本市を構成する多様な主体との協働、という3つの視点を持って取り組みます。



第1章 人が輝き、安全で安心・便利な暮らしに会えるまちづくり

1 安全な暮らしの確保

新市では、災害対策本部組織体制や消防団の体制など、これまでの両市町の災害対策を一元化するとともに、全市的な自主防災体制の組織化を促進しながら、災害対策の充実や救助体制の強化を図ります。

また、防犯対策については、関係機関・団体と連携しながら住民へのさらなる啓発や防犯活動対策の強化を図ります。さらに、社会情勢の変化に対応した交通安全対策の実施や、総合的かつ計画的な道路交通環境の整備を推進します。

2 環境にやさしい都市づくりの推進

新市では、循環型社会の実現に向けた3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組のうち、そもそもごみが発生しないライフスタイルを目指し、2R（リデュース、リユース）を重点的に推進し、一人ひとりが身近な環境問題から地球温暖化対策といった大きな問題までをともに考え、行動するまちづくりに取り組みます。

また、不法投棄の監視や環境マネジメントシステムの推進、さらには再生可能エネルギーの普及・活用など、環境保全対策を新市で一体的に進めるとともに、環境学習の機会の拡大など環境に対する意識の高揚を図り、住民・事業者・行政が連携・協働しながら環境にやさしいまちづくりを進めます。

3 いきいき地域社会づくりの推進

新市では、性別にかかわらず、多様性を尊重し、一人ひとりがその個性や能力を十分に発揮することができる社会づくりをめざします。また、多くの市民が、地域の課題解決や活性化に向けた活動に参画する活力のある社会づくりをめざします。

4 広域的な行政サービスの推進

新市では、両市町の枠にとらわれず、各種証明や申請手続きなどの行政サービスを受けることができるように、既存の公共施設や情報インフラを活用しながら、窓口サービスの拡大や利便性の向上に努めます。

施策名	主要事業
安全な暮らしの確保の推進	除雪対策事業 消防施設整備事業 交通安全施設等整備事業 市道幹 I -32 号線防雪柵整備事業
環境にやさしい都市づくりの推進	ごみ減量化推進事業 地球温暖化対策推進事業 環境調査事業 環境活動推進事業 再生可能エネルギー推進事業
いきいき地域社会づくりの推進	市民協働推進事業 男女共同参画推進事業 高齢者地域支援ネットワーク事業
広域的な行政サービスの推進	住民基本台帳ネットワーク事業 自動交付サービス事業 戸籍電算化導入事業 情報ネットワーク基盤整備事業

第2章 希望に満ちた保健・福祉サービスに会えるまちづくり

1 まちぐるみ健康づくりの推進

新市では、保健センターの機能分担を図りながら、乳幼児から高齢者までの一貫した健康づくりや、身近な地域での自主的な介護予防の取り組みを推進するとともに、住民の健康管理に関わる目標を設定し、目標達成をめざした具体的な取り組みを推進していきます。

また、健康づくりの達成目標を市民、地域、行政が共有しながら、各々の立場からその役割を果たすことにより、より一層の健康づくりを推進していきます。

2 きめ細かな福祉サービスの推進

各種の福祉サービスは、新市の住民が共に充実したサービスを受けることができるように全市的に事業の展開を図ります。

また、少子化については、出産や子育てにおける総合的な少子化対策の推進に努め、児童の健全育成については、地域子育て支援機関への援助や地域社会活動の促進、保育施設や児童館、こどもクラブ等の体制の充実などに努めます。

さらに、高齢者の福祉の増進を図るため、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、組織的に提供するシルバー人材センターの事業を支援していきます。

また、すべての住民が地域の中で安心して暮らせる社会づくりを推進するため、地域福祉計画の策定のもと、市民、行政、社会福祉協議会、福祉サービス事業者、NPO・ボランティア団体等が連携・協働しながら、地域福祉の推進を図ります。

※NPO：Non-Profit Organization の略で、ボランティア団体や市民活動団体など、社会的な使命の実現を目指して活動する民間非営利組織。

3 保健・福祉の基盤整備

新市の保健・福祉関連施設については、身近な地域で多様なサービスが受けられるよう既存施設の有効活用を図るとともに、住民ニーズを踏まえながら保健・福祉施設の整備促進に努めます。

4 医療体制の充実

地域医療体制については、高度医療機関の充実を促進し、身近な診療所と高度医療機関との一層の連携を図るとともに、在宅療養者が安心して受診できる医療体制の整備に努めます。また、救急医療体制については、夜間診療体制や救急医療病院群輪番制の充実、休日・在宅当番医制度の充実に努めます。

さらに、会津医療センターにおける医療・救急体制の充実について関係機関に要請をしていきます。

※救急医療病院群輪番制

夜間・休日における初期救急医療の後方支援として3病院（会津医療センター、竹田総合病院、会津中央病院）が輪番制により診療する制度。

施策名	主要事業
まちぐるみ健康づくりの推進	母子保健事業 健康増進事業 感染症予防事業 健康まつり事業
きめ細かな福祉サービスの推進	障がい者総合支援事業 老人福祉事業 児童健全育成事業 特別保育事業 地域包括支援センター事業 高齢者労働能力活用事業 放課後児童健全育成事業 介護予防事業
保健・福祉の基盤整備	老人保健・福祉施設整備事業 湊町統合へき地保育所施設整備事業 認定こども園整備事業
医療体制の充実	夜間急病センター運営事業 在宅当番医制事業

第3章 活力ある産業に会えるまちづくり

1 農林業の振興

新市では、農業地域の一体化によるメリットを活かし、認定農業者等の意欲ある担い手への農地の流動化と利用集積などにより地域農業の担い手の育成・確保を図ります。また、市場動向を踏まえた振興作物の生産拡大による産地の確立や、有機農産物の生産や6次化への取り組みなどによる高付加価値化を図るとともに、会津産コシヒカリなどのブランド化を推進し、農産物の販売ルートの確立を図ります。

さらに、安全、安心な農産物の生産による地産地消や、環境にやさしい農業を推進するとともに、生産者と消費者等の連携による地域内食料自給体制の確立と食料の安定供給を進めます。

グリーンツーリズムについては、地域の資源をいかしながら、広域的な受入れ体制の整備や他産業との連携を図り、農業の活性化はもとより、交流人口の増加にも努めていきます。

森林・林業においては、森林の有する多面的機能の高度発揮のため、整備・保全に努め、林業の持続的かつ健全な発展が図られるよう推進します。

加えて、農業の更なる振興を図るため、担い手の育成、組織化の支援、経営の安定化などの農業生産体制や、ほ場整備、用排水施設整備及び農道整備などの農業基盤の整備について、関係機関と連携しながら推進していきます。

※認定農業者

効率的で安定した農業経営を目指す農業者ならびに農業経営法人が、経営規模の拡大や集約化・複合化などによって、経営を発展させるために立てた農業経営の目標（農業経営改善計画）を市町村が認定し、地域における担い手として認定した農業者等。

※グリーンツーリズム

緑豊かな農山村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動。

2 体験・滞在・周遊型観光の振興

新市では、それぞれの歴史、文化、自然資源を再認識し、レベルアップを図り（＝再興）、体験メニューの充実や地場産業との融合を図ります。さらに、両市町及びそれ以外の地域との連携を図り、会津地域全体のテーマパーク化（広域型・周遊型・滞在型観光）を推進し、その中核的な役割を担います。

また、外国人の誘客を推進するため、魅力ある体験コンテンツの開発をはじめとした、外国人の受入体制の充実を図ります。

3 新規産業の創出

新市では、会津大学や民間創業支援機関での先進的な取り組みをいかしながら、創業支援の拠点を整備し、創業に向けた情報提供や人材育成を図るとともに、融資制度の充実など、創業・新分野進出への支援に取り組み、IT分野をはじめとした産業の集積を図ります。また、農業や観光など各産業と有機的に連携し、住民参加による地域産業の振興を図ります。

4 企業誘致の促進

新市は、会津地方の中心都市として、より一層の企業集積を進め、雇用の拡大を図ります。そのため、土地の混在性が生ずることなく、既存の社会資本の有効活用が可能であり、周辺環境との調和が図られるような地区においては、適正な用途の配置を検討していきながら、企業誘致を図ります。

5 既存産業の活性化

新市では、住民や観光客が買い物や散策を楽しめる魅力ある中心商店街を形成するため、タウンマネジメント手法に基づき、調和のとれたまちなみ景観の形成やライトアップ化、市街地再開発事業、公園・歩道・駐車場の整備など、機能的な市街地整備を推進します。また、空き店舗等の遊休不動産や空きスペースの有効活用など、市街地の賑わいにつながる取り組みを支援します。

また、誘致企業を含めた既存立地企業への支援策の充実を図り、特に地場産業においては、後継者の育成に努めるほか、就業機会の拡大及び販路拡大など業界と一体となった取り組みを進めていきます。

さらに、農商工連携を推進し、優れた地域産品を会津ブランドとして全国へ発信していくことで、ブランド力の向上を図っていきます。

※タウンマネジメント手法

地域の創意工夫を活かしつつ、テナントの誘致などの空き店舗対策や駐車場等の施設整備、イベント等のソフト事業など、市街地の整備改善と商業等の活性化を柱とする総合的・一体的な活性化対策を関係省庁、地方公共団体、民間事業者等が連携して推進すること。

施策名	主要事業
農林業の振興	新規就農者支援事業 農業後継者団体育成事業 認定農業者等組織支援事業 稲作振興事業 園芸振興事業 森林整備事業 土地改良事業 農道整備事業 担い手への農地集積・集約化事業 特別栽培農産物認証制度推進事業 国営かんがい排水事業の支援 基盤整備促進事業 県単農村整備事業 農業用使用済プラスチック適正処理事業
体験・滞在・周遊型 観光の振興	鶴ヶ城公園整備事業 まちなか観光推進事業 広域観光推進事業 デスティネーションキャンペーン推進事業 フィルムコミッション推進事業 温泉地域活性化推進事業 グリーンツーリズム支援事業 ホタル祭り開催事業 広田駅公衆便所改修事業
新規産業の創出	IT産業振興事業 成長産業集積促進事業
企業誘致の促進	企業誘致促進事業
既存産業の活性化	会津ブランド推進事業 中心市街地活性化事業 地場産業振興事業 商工業振興事業 商工業金融対策事業

※デスティネーションキャンペーン推進事業

地方自治体や観光関係団体と JR6 社が協力し、JR は、開催地に対して集中的な PR 活動を行って全国からの送客を推進し、地元自治体では、大規模な誘客イベントを実施するなど、JR の全面的な協力により全国的な誘客を図る事業。

※フィルムコミッション推進事業

円滑な撮影環境を整えることにより、映画やテレビドラマ、CMなどを積極的に誘致し、番組放映を通して観光誘客、観光振興、地域の活性化などを図る事業。

第4章 美しさと住みやすさに会えるまちづくり

1 道路体系の構築

新市住民の生活実態に即した道路体系を再構築するため、新たな交通計画を策定し、環状道路やICへのアクセス道路の整備を図ります。また、都市計画道路や生活道路の整備・改良や、安全・安心な道路のための歩道整備、人にやさしい道路環境づくりに努めます。さらに、新ICの設置や磐越自動車道の4車線化、地域高規格道路、国県道の整備などを関係機関に要請していきます。

2 公共交通網の整備

新市では、広域交通網の充実に向け、路線バスや鉄道等の公共交通網の充実を関係機関に要請するとともに、その確保・維持・改善のための取り組みを図ります。

3 主要公共施設の整備

主要公共施設については、新しい地理的条件に十分配慮しながら、既存施設の役割分担の見直しなどにより、有効利用に努めます。また、新市の核となる市役所の新庁舎の整備をはじめ、主要公共施設の充実に努めるとともに、スポーツ・レクリエーション施設やコミュニティ施設、交流施設等の整備を図ります。さらに、公共施設の安全性を確保するため、各施設の老朽化等の状況を踏まえながら、計画的な耐震化や長寿命化に努めます。

4 住宅・都市環境の整備

新市では、良質な住宅と良好な住環境を住民のニーズに合わせて的確に提供するために、公営住宅の整備や、居住水準の高い民間賃貸住宅の供給支援を図るとともに、土地区画整理事業などによる市街地の再整備や、良質な宅地や住宅の供給・確保に努め、定住促進を図ります。

また、まちの美観や景観、さらには、防災の観点からも、花と緑や都市景観に配慮した美しいまちづくりを推進します。

5 上下水道の整備

水道施設については、未普及地区の解消を図るとともに、老朽化した施設の更新や施設の耐震化などの整備を図ることにより、安全で良質な水を安定的に供給できる体制の確立に努めます。

一方、下水道については、快適で衛生的な生活環境の提供と公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道事業、農業集落排水事業、個別生活排水事業などにより、新市において総合的な整備を推進していきます。

※個別生活排水事業：市で浄化槽を設置し、維持管理も行う事業。

6 高度情報化の推進

新市においては、ブロードバンド回線の活用を図りながら、地域ネットワーク化をさらに推進します。

また、こうしたネットワークを利用して情報通信技術を活用した新しい行政サービスの提供やベンチャー企業支援、新規産業創出支援を行い、住民生活の利便性の向上や地域経済の活性化を図ります。

※ ブロードバンド回線：大容量の通信が可能となるインターネット接続サービス。

施策名	主要事業
道路体系の構築	都市計画道路会津若松駅中町線整備事業 都市計画道路藤室鍛冶屋敷線整備事業 都市計画道路インター南部幹線整備事業 都市計画道路千石七日町線整備事業 人にやさしいみちづくり歩道整備事業 市道幹Ⅰ-22号線道路整備事業 市道幹Ⅰ-1号線道路整備事業 市道幹Ⅰ-6号線道路整備事業 都市計画街路事業 道路維持修繕事業 市道幹Ⅰ-32号線（西部幹線）道路整備事業 市道幹Ⅰ-28号線（東部幹線）道路整備事業 消融雪施設整備事業（市道幹Ⅱ-30号線・幹Ⅱ-31号線・幹Ⅱ-32号線） 市道幹Ⅰ-37号線道路整備事業 市道幹Ⅰ-38号線道路整備事業 新鶴インターチェンジ整備促進事業
公共交通網の整備	西若松駅整備事業 生活交通路線対策事業 巡回バス整備事業
主要公共施設の整備	城南地区コミュニティセンター建設事業 鶴城地区コミュニティセンター建設事業 謹教地区コミュニティセンター建設事業 斎場整備事業 会津総合運動公園整備事業 大塚山墓園整備事業 公共施設耐震化・長寿命化事業 庁舎整備事業
住宅・都市環境の整備	公営住宅建設・維持補修事業 高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業 扇町土地区画整理事業 景観形成事業 都市公園整備事業 花と緑推進事業 近隣公園整備事業 三本松宅地整備事業
上下水道の整備	送配水施設整備事業 水道未普及地区給水施設整備事業 公共下水道事業 個別生活排水事業 農業集落排水事業 水道施設整備事業
高度情報化の推進	庁内情報化推進事業 地域情報化推進事業 戸籍電算化導入事業 情報ネットワーク基盤整備事業

第5章 人を育み、心を大切に学ぶに会えるまちづくり

1 幼児教育・学校教育の充実

幼児教育については、地域の教育資源を活用しながら、幼児のもつ無限の可能性を引き出し、家庭と特定教育・保育施設が十分な連携を図り、幼児一人ひとりの健やかな発育を促していく教育環境の整備に努めます。また、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、特定教育・保育施設と小学校の連携を推進します。

学校教育については、基礎・基本を重視したわかる授業、自ら学ぶ意欲やよりよく問題を解決する力を引き出す授業の充実を基本に据え、体験活動を活かした豊かな心を育む教育の充実や、家庭・地域との連携強化を図りながら、人権、環境、福祉、情報、国際理解、郷土理解など、今日的な課題を積極的に採り入れた教育を推進します。そのために、新市全域をエリアとする教育活動の展開などによる地域と一体となった学校づくりや、特色ある教育活動を実践するための教職員の指導力の向上などに努めます。

また、今日の著しい国際化の進展や急激な情報通信技術の発展に対応するため、小学校からの英語教育やICT教育の指導強化を推進します。

さらに、教育環境の充実を図るために、教育施設の整備に取り組んでいきます。

2 生涯学習・生涯スポーツの推進

生涯学習・生涯スポーツについては、新市にあるすべての施設が利用できるという利点を活用して、施設ごとに役割分担を図るとともに、地域の拠点となる施設整備に努め、メニューや内容の充実に努めます。

また、関係機関や関係団体、大学などの高等教育機関との幅広い連携づくりや、生涯学習情報・生涯スポーツ情報の共有化を図るなど、住民との協働や住民参加のしくみづくりを行い、全市的な推進体制の確立に努めます。

さらに、会津の特色をいかした生涯スポーツの拠点施設の整備について関係機関に要請をしていきます。

3 新市の文化の形成

両市町で受け継がれてきた個性ある文化を保存・継承するとともに、それらを新市のまちづくりにおいて活用します。また、新市の自然、歴史、文化や産業など、地域資源を活用しながら、住民が新たな文化・芸術を創造する取り組みを促進します。

4 地域間・地域内交流の促進

地域内住民の交流を促進するとともに、これまで両市町で実施してきた国際間や地域間の姉妹都市提携や交流活動の継承・発展を図ります。

施策名	主要事業
幼児教育・学校教育の充実	幼児教育振興事業 幼稚園預かり保育推進事業 総合的な学習支援事業 教育インストラクター派遣事業 鶴城小学校改築事業 行仁小学校改築事業 小中学校施設耐震化事業 小中学校屋外教育環境整備事業 北会津中学校整備事業 学校給食センター整備事業 河東学園建設事業 通学路線整備事業
生涯学習・生涯スポーツの推進	総合型地域スポーツクラブ育成事業 ニュースポーツ振興事業 文化施設改修事業 生涯学習総合センター整備事業 北会津地区公民館整備事業 スノーバトル大会
新市の文化の形成	御薬園整備事業 院内御廟保存整備事業 史跡若松城跡総合整備事業 文化財愛護・伝統文化継承事業
地域間・地域内交流の促進	ゆかりの地ネットワーク事業 国際交流推進事業 友好都市交流事業

第6章 パートナーシップのまちづくり

1 信頼される行政の推進

住民に信頼される新市を創っていくため、合併によるメリットを最大限にいかし、デメリットについては積極的に改善していきます。

また、市役所の組織としての力を最大限に高めるため、職員の意識改革に努めるとともに、職員一人ひとりの能力向上に努めます。さらに、人員、施設、予算などのいわゆる行政資源が、市民満足度の向上のために適切に配分されているかを絶えず検証しながら、その実践に努めるため、行政運営におけるマネジメントシステムの確立を図ります。

そして、情報通信技術の積極的活用を図りながら行政サービスの充実に努める一方、行政サービスの受け手である市民の視点に立ってサービスの向上に努め、合併後の新市においても、行政サービスの充実に向け、住民と行政が一体となって、さらなる行財政改革を推進します。

2 協働のまちづくりの推進

地域のことは地域で決める「地方分権」社会への移行を受けて、市民協働推進指針を踏まえ、新市住民と行政が情報を共有し協働しながら、魅力ある新市を「市民との協働」で創りあげるまちづくりを進めていきます。

また、行政区活動など地域コミュニティ活動に対するサポートを強化し、活動への参画を促進するとともに、市政や全市的なイベント等に、周辺地域からも積極的に参画しやすいしくみづくりに努めます。

さらに、NPO、ボランティア団体など、住民活動の展開を促進するとともに、まちづくりの担い手となるリーダーの育成に努めます。

施策名	主要事業
信頼される行政の推進	行政評価システムの推進 行財政再建プログラムの推進 職員研修の充実
協働のまちづくりの推進	市民協働推進事業 花と緑推進事業 パブリックコメント制度の導入 地域づくり委員会

※パブリックコメント制度

行政による条例の制定や改廃、事業の実施にあたり、行政機関が原案を公表し、市民から意見や情報の提出を求め、その意見等をもとに検討後、最終意思決定を行う制度。

第6編 新市における福島県事業の推進

第1章 福島県の役割

会津若松市と河東町との合併による新市の建設を総合的かつ効果的に推進していく上で、福島県の役割は重要です。

福島県においては、新市と連携・協力しながら、新市の速やかな一体性の確立や地域の特性をいかした新たなまちづくりに向けた県事業を積極的に推進します。

第2章 新市における福島県事業

1 道路交通体系の整備

(1) 新市の速やかな一体化の促進

新市においては、地域の均衡ある発展を図り、魅力あるまちづくりを進めるため交流・連携をさらに促進し、速やかな一体化を図る必要があります。

そのためには、交通ネットワークにより連携を深めることが必要であり、地域を結ぶ幹線道路をはじめとする交流基盤の整備が求められています。

このため、市道との連携を図り、都市景観にも配慮しながら、幹線道路となる国道、県道の計画的な整備を推進していきます。

(2) 広域的な交流基盤の強化

新市建設の基本目標である「会津ブランドをいかしたまちづくり」を実現していく上で、会津地域の中核である新市と他地域との交流・連携の重要性が増していきます。

このため、国道や主要地方道については、会津地域における広域的な交流の骨格となる幹線道路の拡幅やバイパス化など計画的な整備を推進していきます。

また、地域高規格道路の整備促進を要望していきます。

2 安全で安心な暮らしの実現

新市においては、集中豪雨などによる自然災害に対して安全で安心した暮らしを実現するため、水害から地域を守るための治水機能の強化を図る必要があります。

したがって、新市との協力のもと、自然環境に配慮した河川改修・整備を推進していきます。

3 農業基盤の整備

新市においては、農業が基幹産業の一つとなっています。

このため、合併を契機として農業の更なる振興を図るため、ほ場整備、用排水施設整備、農道整備など、生産性の向上と合理化へ向けた農業基盤の整備を推進していきます。

4 医療機関の診療機能及び救急医療体制の充実

新市においては、身近な診療所と高度医療機関との連携を一層強化することにより、地域住民が安心して受診できる医療体制の整備充実が求められています。

このため、地域における医療ニーズに対応して、より一層の医療・救急サービスを提供することができるよう、医療機関の診療機能及び救急医療体制の充実を推進していきます。

5 児童福祉の充実

少子高齢化社会の進展のなか、新市の活力を維持・強化していくためにも、将来の地域社会を担う児童を健全に育成する環境づくりが求められています。

このため、児童福祉行政の中核である、会津児童相談所の体制強化により、地域のネットワークや相談支援体制の充実を推進していきます。

第7編 公共的施設の適正配置と整備

公共的施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分考慮し、地域の特殊性や地域間のバランス、さらには財政状況に配慮しながら、適正配置により整備を図っていきます。

それらの検討にあたっては、行財政運営の効率化はもとより、公共的施設全体の有効利用・相互利用等を総合的に勘案し、持続可能な公共的施設のあり方や、効率的な市民サービスの提供の仕方など、公共施設マネジメントの実現に努めます。また、行政事務の電子化（証明発行事務など）や情報システムの一元化など、地域公共ネットワークシステムを活用した高度な行政機能の整備を図ります。

なお、新市の本庁舎については、情報や防災、市民サービスの拠点として、また、市民生活を支える中心施設として、現在の本庁舎を中心に新庁舎を整備します。北会津支所及び河東支所庁舎については、北会津地域及び河東地域の行政サービスの拠点としての機能を基本に、住民サービスの向上に向け、有効活用を図ります。

第8編 財政計画

財政計画は、新市における26年間の財政運営の指針として、歳入・歳出を各科目ごとに、過去の実績や現在の経済状況・財政制度を勘案しながら推計し、作成したものです。

平成17年度から令和元年度までは決算額、令和2年度は決算見込額とし、令和3年度以降は中期財政見通しの額を基本に推移させています。

第1章 歳入

1 市税

現行の税制度を基本に、今後の経済動向の要素を勘案して見込んでいます。

2 地方交付税

現行の交付税制度を基本に、普通交付税の合併算定替縮減の影響や元利償還金の算入等を勘案して見込んでいます。

3 国庫支出金・県支出金

現行の国県の補助制度を基本に、過去の実績等を勘案して見込んでいます。

4 市債

現行の地方債制度をもとに、合併特例債や臨時財政対策債等を見込んでいます。

5 その他

地方譲与税、各種交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、繰入金、諸収入等については、過去の実績等を勘案して見込んでいます。

第2章 歳出

1 人件費

定年退職や新規採用による職員数の増減等に伴う影響を見込んでいます。

2 扶助費

現行の社会保障制度を基本に、少子・高齢化の進行等に伴う影響を見込んでいます。

3 公債費

令和元年度までの借入れに対する償還額と、令和2年度以降の新たな地方債の借入れに係る償還見込額を見込んでいます。

4 物件費

過去の実績や今後の経済情勢等を勘案して見込んでいます。

5 繰出金

国民健康保険・介護保険等、各特別会計への繰出金を見込んでいます。

6 投資的経費

庁舎整備等を反映するとともに、過去の実績と現行の国県の補助制度及び地方債制度を勘案して見込んでいます。

7 補助費等

会津若松地方広域市町村圏整備組合負担金や下水道事業会計負担金等を勘案して見込んでいます。

8 その他

維持補修費、積立金等については、過去の実績等を勘案して見込んでいます。

○歳入

区 分	平成17 年度	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度
1 市税	15,807	15,839	17,315	16,710	16,919	15,496	14,813	15,063	15,376	15,363	15,223
2 地方譲与税	1,111	1,540	628	610	533	522	510	480	457	436	455
3 利子割交付金	69	45	59	60	55	45	36	30	31	29	23
4 配当割交付金	22	35	44	14	12	15	16	17	41	81	57
5 株式等譲渡所得割交付金	29	25	20	4	6	4	3	4	55	42	46
6 法人事業税交付金											
7 地方消費税交付金	1,382	1,378	1,358	1,263	1,308	1,305	1,268	1,254	1,244	1,490	2,401
8 ゴルフ場利用税交付金	20	22	21	20	19	20	19	19	20	15	16
9 自動車取得税交付金	224	231	213	200	102	99	82	134	125	59	83
10 環境性能割交付金											
11 地方特例交付金	429	333	100	190	178	206	172	59	58	55	52
12 (仮称) 固定資産特例交付金											
13 地方交付税	9,207	9,457	8,700	9,212	9,519	11,133	12,516	12,586	11,476	11,550	11,399
普通交付税	8,087	8,394	7,615	8,105	8,387	9,831	10,524	10,526	9,629	9,585	9,714
特別交付税	1,120	1,063	1,085	1,107	1,132	1,302	1,992	2,060	1,847	1,965	1,685
14 交通安全対策特別交付金	35	37	36	32	32	30	29	28	27	24	25
15 分担金及び負担金	544	563	581	568	616	625	628	654	636	664	620
16 使用料及び手数料	870	783	773	772	780	747	745	737	728	713	696
17 国県支出金	6,563	6,585	6,457	8,643	9,633	9,848	10,893	19,060	10,661	11,080	12,479
18 財産収入	104	62	161	121	73	64	57	99	84	73	57
19 寄附金	13	7	9	8	6	7	89	54	27	19	66
20 繰入金	963	1,047	777	184	193	546	200	364	279	1,247	1,109
21 繰越金	1,239	641	1,039	1,311	2,299	926	1,717	1,334	2,631	1,790	1,218
22 諸収入	1,497	1,155	1,143	1,066	1,138	1,178	1,134	1,230	1,146	1,181	1,215
23 市債	3,631	4,318	3,320	3,867	4,056	4,521	3,318	3,365	3,608	4,370	4,525
歳入合計	43,759	44,103	42,754	44,855	47,477	47,337	48,245	56,571	48,710	50,281	51,765

○歳出

区 分	平成17 年度	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度
1 人件費	8,459	8,533	8,336	8,218	8,124	7,744	8,191	7,504	7,621	7,997	7,855
2 物件費	4,578	4,338	4,248	3,932	4,803	4,923	5,464	5,409	5,732	5,552	5,880
3 維持補修費	723	453	463	420	476	916	650	1,053	735	1,161	580
4 扶助費	6,994	7,128	7,321	7,414	7,653	9,357	10,007	19,333	10,474	11,325	11,957
5 補助費等	5,082	4,510	4,650	4,808	6,907	4,520	4,721	4,868	4,910	5,231	5,047
6 公債費	5,812	5,858	6,088	6,031	6,445	5,455	5,613	5,390	5,374	5,373	5,459
7 積立金	882	274	22	199	665	215	1,625	159	2,046	829	261
8 投資・出資・貸付金	1,008	1,002	860	782	869	806	837	831	782	779	767
9 繰出金	5,476	5,381	5,576	5,947	6,201	6,295	6,234	6,037	6,132	6,248	6,445
10 投資の経費	4,104	5,587	3,880	4,805	4,409	5,389	3,570	3,356	3,114	4,568	5,158
歳出合計	43,118	43,064	41,444	42,556	46,552	45,620	46,912	53,940	46,920	49,063	49,409

(単位：百万円)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
15,330	15,364	15,217	15,387	15,065	14,257	14,306	14,252	14,139	14,236	14,236	14,236	14,236	14,236	14,236
420	421	424	435	472	472	480	480	488	488	488	488	488	488	488
15	21	19	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
40	46	35	46	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38
21	43	27	23	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
				107	82	100	100	100	100	100	100	100	100	100
2,135	2,297	2,421	2,357	2,891	3,352	3,429	3,497	3,557	3,610	3,661	3,705	3,745	3,783	3,783
17	14	14	12	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
73	100	95	47											
			15	33	33	30	30	30	30	30	30	30	30	30
55	63	75	215	112	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90
				0	144									
10,868	10,603	10,228	10,359	9,850	10,222	10,609	10,723	10,827	10,783	10,972	11,126	11,308	11,311	11,273
9,325	8,924	8,671	8,859	8,373	8,753	9,148	9,272	9,403	9,379	9,772	9,926	10,108	10,111	10,073
1,543	1,679	1,557	1,500	1,477	1,469	1,461	1,451	1,424	1,404	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
23	21	19	17	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
571	573	541	433	344	344	344	344	344	344	344	344	344	344	344
676	669	651	663	656	654	654	654	654	654	654	654	654	654	654
11,921	12,643	12,077	12,901	27,401	12,392	12,373	12,465	12,744	13,161	13,257	13,462	13,680	13,888	14,153
80	176	1,297	79	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55
91	40	41	33	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
446	1,529	543	694	1,255	1,687	1,759	1,337	2,141	1,777	1,142	1,243	1,031	1,035	1,404
2,356	2,049	2,089	2,159	1,700	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
1,014	1,132	1,112	1,004	999	988	988	988	988	988	988	988	988	988	988
3,506	4,926	4,663	3,838	4,205	2,951	6,355	3,123	5,559	3,073	2,838	2,838	2,838	2,838	2,838
49,658	52,730	51,588	50,726	65,267	49,445	53,294	49,860	53,438	51,111	50,577	51,081	51,309	51,562	52,158

(単位：百万円)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
7,804	7,472	7,537	7,686	8,194	8,487	8,356	8,169	8,468	8,432	8,241	8,486	8,270	8,232	8,620
5,493	5,665	5,743	5,967	7,440	6,179	6,237	6,289	6,163	6,255	6,255	6,255	6,255	6,255	6,255
974	1,462	760	626	1,219	780	780	780	780	780	780	780	780	780	780
12,565	12,572	12,473	13,116	13,560	13,799	14,072	14,350	14,634	14,924	15,219	15,520	15,827	16,140	16,460
4,866	5,349	5,243	5,214	19,537	6,008	6,048	5,847	5,799	5,771	5,771	5,771	5,771	5,771	5,771
4,198	4,541	3,969	3,747	3,783	3,894	4,051	4,071	4,117	4,047	4,172	4,113	4,226	4,181	4,030
280	245	1,684	856	261	1,057	1,065	1,065	1,073	1,073	1,073	1,073	1,073	1,073	1,073
758	721	699	687	852	869	869	869	869	869	869	869	869	869	869
6,419	6,275	6,248	6,368	5,569	5,476	5,516	5,766	5,579	5,584	5,602	5,619	5,643	5,666	5,705
4,252	6,339	5,073	4,759	4,852	2,896	6,300	2,654	5,956	3,376	2,595	2,595	2,595	2,595	2,595
47,609	50,641	49,429	49,026	65,267	49,445	53,294	49,860	53,438	51,111	50,577	51,081	51,309	51,562	52,158

